

各 位

名古屋市上下水道局

監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件の引き上げについて

日頃より上下水道事業における建設工事にご協力頂き、誠にありがとうございます。

今般、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 192 号）により、監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件が下記のとおり引き上げられることになりましたので、お知らせいたします。

記

1. 改正概要

- 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限

	現行	改正
建築一式工事	4,500 万円	6,000 万円
建築一式工事以外	3,000 万円	4,000 万円

- 工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額

	現行	改正
建築一式工事	5,000 万円	7,000 万円
建築一式工事以外	2,500 万円	3,500 万円

2. 施行日

平成 28 年 6 月 1 日

<お問い合わせ先>

上下水道局技術本部計画部技術管理課 (052) 889 - 1055